

伯耆町住民意見公募実施要綱及び考え方

伯耆町住民意見公募実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町が行おうとする政策又は条例等(以下「政策等」という。)を公表し、これに対する住民の意見を公募するに当り必要な事項を定めることにより、町の住民への説明責任を果たすとともに、住民の行政への参画の促進を図り、もって政策形成過程における透明性及び公正性の向上と住民の需要に合致した町政の推進に寄与することを目的とする。

考え方

町が政策又は条例等を策定する場合、その案を事前に明らかにし、住民意見を求めやすく、提出しやすい制度を確立することで、住民参画や協働の一層の推進を図ります。住民の多様な意見を反映することにより政策形成の質的向上を図るものです。本要綱は伯耆町のパブリックコメントの実施について、統一的なルールを定めます。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)住民等 町内に住所を有する個人及び法人その他団体をいう。ただし、町内に通勤する者、町内に事務所又は事業所を有する者及び本町に対して納税義務を有するものが、住民等の意見の公募を必要とする政策又は条例等の内容に利害関係を有する場合は、これらの者を含めることができる。

(2)実施機関 町長(公営企業管理者の権限を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会をいう。

考え方

- (1) この制度に基づき意見を提出できる「住民等」は
- ・伯耆町に住所のある住民
 - ・伯耆町に住所のある法人その他団体
- と住民等の意見の公募を必要とする政策又は条例等の内容に利害関係がある場合は以下のものも住民等を含めることができます。
- ・伯耆町内に勤務する者
 - ・伯耆町内に事務所又は事業所を有する者
 - ・伯耆町に対して納税義務の有る個人及び法人その他団体
- (2) 町長のほか、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会がこの要綱により住民意見公募を実施する機関とします。

(対象)

第3条 住民等の意見の公募を必要とする政策等は、次のいずれかに該当するもので、選定に当たっては担当課と総務担当課が協議の上、決定するものとする。

- (1) 住民生活に多大な影響を与える計画案又は条例案(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く)
- (2) 住民の関心が特に高く、積極的に住民等の意見を求めることが重要な意義を持つ施策案
- (3) その他担当課が必要と認めるもの

考え方

(1) 住民生活に多大な影響を与える計画とは、原則的として、町の基本的政策を定める計画や個別行政分野における基本方針その他基本構想を定める計画などで、総合計画、地域福祉計画、地域防災計画などが想定されます。基本構想、プラン、方針、指針、計画など名称は問いません。

条例では、町政全般又は個別分野で基本理念、方針、町政運用上の共通の制度を定める条例や「しなければならない」という義務を課したり、「してはいけない」と権利を制限するもので、地方自治法第14条第2項に基づく条例が想定されます。

なお、「伯耆町課設置条例」、「伯耆町職員の給与に関する条例」などのように行政内部のみに適用されるものは該当しません。

また、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもので、一般的に意見を求めても減額の要求しかでてこない想定されるために地方自治法第74条第1項で直接請求から除外されているものは、原則として対象にしません。

(2) 住民の関心が特に高く、積極的に住民等の意見を求めることが必要であると実施機関が認めた施策とは、広く住民等に適用される規則や要綱、住民に大きな影響を与えるもの、住民の関心が高いと思われるもの、住民の理解と協力を必要とするもの、行政活動への住民参加を進める上で特に重要と考えられるなど、実施機関が必要と判断したものは積極的にパブリックコメント制度により意見募集を行います。

(適用除外)

第4条 前条の規定に関わらず、政策等が次のいずれかに該当する場合は、住民等の意見の公募を行わないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するとき又は軽微なものと認められる場合
- (2) 実施機関の裁量の余地が少ないと認められる場合
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第37号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合

考え方

(1) 迅速若しくは緊急を要するときとは、町民の生命や健康を守るために緊急に条例案を

議会に上程しなければならない場合や、この手続きに要する経過期間中にその効果が損なわれる場合など、具体的には災害など緊急に対応する必要があり、パブリックコメントを実施する余裕がない場合をいいます。

軽微なものと認められる場合とは、基本的な事項や考え方に大幅な改正を伴わない場合や、町民生活又は事業活動に影響のない場合をいいます。

(2) 実施機関の裁量の余地が少ないと認められる場とは、上位法の改正に伴い条例等が改正された場合、国、県の計画にその内容が規定されていて町の裁量の余地がない場合をいいます。

(3) 地方自治法(昭和22年法律第37号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合は、直接請求により提出された条例案は、町長は意見を付けるだけで修正することができないので対象外とします。

(政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、あらかじめ当該政策等の案を公表するものとする。

2 前項の規定により政策等の案を公表する場合には、当該政策等を立案する趣旨、目的、背景、概要及びその他内容等を理解する上で必要な資料を併せて公表するものとする。

考え方

行政が住民から意見を求めやすく、かつ住民がより意見を提出しやすいように、行政側は、住民が内容を十分理解できる資料を公表します。

(根拠法令、上位計画の概要、案を実施した場合予測される影響の程度及び範囲、案を立案するに際して整理した論点等)

条例案の場合は、「条文形式」でなく住民にわかりやすいように「条例案概要」又は「骨子案」も公表します。

公表資料の種類は十分に考慮し、表現方法も難解な表現を避け、行政職員以外にもわかるような表現にします。

(公表の方法)

第6条 前条第1項の規定による公表は、町のホームページに掲載するとともに、自治振興課、分庁統括課、当該政策等の所管課及び当該政策等の所管課が指定する公共施設における閲覧又は配布により行うものとする。

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、次に掲げるもののうち適当な方法を活用し、広く住民に周知するよう努めるものとする。

(1) 町の広報誌への掲載

(2) 報道機関への記者発表

(3) 有線テレビジョン放送による放送

(4) 防災無線放送による放送

(5) 説明会、意見交換会等の開催

(6) 町内全世帯への印刷物の配布

3 実施機関は、前2項の規定により公表する場合において、公表しようとする内容が相当量に及ぶときは、公表しようとする内容全体の入手方法を明示したうえで、内容の一部を省略して公表することができる。

考え方

幅ひろく多様な意見をいただくために、できる限り多くの住民等に周知を行います。

ホームページで公表する場合は、伯耆町のホームページの「計画・指針」のページのように、案内容等は所管課のページにあり、現在募集中の案件、募集を終了した案件は一覧のページにします。

有線テレビジョン放送は文字放送だけでなく必要に応じて番組等でのお知らせもします。

(意見の提出)

第7条 実施機関は、政策等の案を公表するに際し、当該政策等の案に係る意見の提出期間及び提出方法を明示するものとする。

2 前項の意見の提出期間は、28日以上とする。ただし、実施機関において、止むを得ない事由があるときは、政策等の案の公表の際にその理由を明示したうえで、28日を下回る意見の提出期間を定めることができる。

考え方

国の行政手続き法の意見公募手続きにおいて「意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十日以上でなければならない。」(第39条)と定めてあり、公募の特例では「三十日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第三項の規定にかかわらず、三十日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。」(第40条)となっており、鳥取県は「募集期間は1か月程度」としてあることから、伯耆町でもこれに準じたものとします。

28日(4週間)以上を目安として内容の重要性や意思決定までのスケジュール等を考慮して定めます。ただし、緊急性がある場合は期間の短縮を行い、理由を明示します。

3 第1項の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、その他の住民等の意見が文書又は電子的記録として残るものに限るものとする。

考え方

意見の記録性を確保できる範囲内で可能な限り多様な方法で提出を受け付け、電話は記録

性に問題があるので対象外としました。

- 4 実施機関は、政策等の案等への住民等の意見として受け付けることができるものは、第6条第2項第5号に定める説明会及び意見交換会等において住民等が口頭により意見を提出する場合を除き、原則として住所、氏名及び連絡先（住民等が法人その他の団体の場合にあっては、当該団体の名称、代表者の氏名、所在地及び連絡先）が明記されているものとする。

考え方

原則として住所、氏名及び連絡先の明記は

- ・提出された意見の趣旨が汲み取りにくい場合は、連絡先などがあれば確認を行うことができる。
- ・匿名とすると適切でない意見や組織票のように偏った意見がでてくることへの対応。の理由から提出の受付条件としました。

説明会、意見交換会等で受け付けた意見は、住所、氏名及び連絡先が不明な場合もあるので、提出意見とは別に取り扱います。

- ・提出のあった意見か、説明会等での意見であるか明記して取扱う。
- ・氏名、住所、連絡先が不明でも可とする。

（意見の処理）

- 第8条 実施機関は、提出された意見を考慮して、政策等について最終的な意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により政策等について意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及びこれらに対する実施機関の考え方を公表するものとする。この場合において、当該政策等の案の修正をしたときは、当該修正の内容及び理由についても併せて公表するものとし、公表の方法は第6条の規定を準用する。

- 3 実施機関は、提出された意見に、特定の個人又は法人その他の団体の権利利益を害するおそれのある情報その他公表することが不適当と判断される事項が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

考え方

提出された意見、提出された意見に対する伯耆町の考え方、提出された意見により案を修正した場合は修正内容を取りまとめたものを公表します。

ただし、個人が特定できる情報（住所・氏名等）は原則として公表しません。

提出された意見のうち、個人への誹謗中傷や個人の特定につながる恐れがある場合など、公表することが不適切と判断された場合は全部又は該当部分を削除して公表します。

意見等の取りまとめなどは所管課がそれぞれ行いますが、公表は統一したフォーマットで行います。

意見に対する個別への回答はおこないません。

(他の手続との調整)

第9条 町の付属機関(これに準ずるものを含む。)において政策等の案に関し、この要綱に定める住民等の意見の公募に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、実施機関が政策等を立案する場合は、この要綱の規定の適用はしない。

2 実施機関が、法令等に基づき住民等の意見を聴取し政策等の策定を行うときは、この要綱に規定する住民等の意見の公募を実施したものとみなす。

考え方
付属機関がこの要綱に準じた手続によって策定した場合や法令で別に意見聴取の方法が定められている場合等は、同様の案についての手続を繰り返すことになるので、この要綱を適用しません。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、住民等の意見の公募の実施に必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の施行の際、現に立案の過程にある政策等については、この要綱の規定は適用しない。ただし、可能な範囲において、この要綱に準じて住民等の意見の公募を実施するものとする。

参考事例

- ・ 行政手続法（平成 5 年 11 月 12 日法律第 8 8 号）
- ・ 鳥取県「パブリックコメント / 意見公募」
- ・ 鳥取市「市民政策コメント制度とは」
- ・ 米子市「市民意見公募手続」を始めます
- ・ 琴浦町「パブリックコメント」
- ・ 北栄町「自治基本条例」
- ・ 金沢市パブリックコメント（金沢市行政手続条例、金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例）
- ・ 神戸市行政手続条例
- ・ 横須賀市パブリックコメント（横須賀市市民パブリック・コメント手続条例）
- ・ 山形市パブリック・コメント制度を実施する趣旨・目的・背景
- ・ 土浦市パブリックコメント制度
- ・ 習志野市パブリックコメント手続実施要綱(案)
- ・ 堺市パブリックコメント制度の概要